

e-Tax 利用者ファイル等作成ツールについて

1 目的

本ツールは、社内システム等で管理されている店舗一覧や酒類販売数量等のデータを、国税庁が提供している e-Tax ソフトで使用するデータに変換するツールです。

社内システムで保有する既存データに合わせ、本ツールを加工するなどしてご利用ください。

なお、本ツールの使用に当たっては、次の事項にご留意ください。

- ・ 有償無償を問わず本ツールを譲渡、販売、レンタル又はリースしないでください。
- ・ 本ツールは、使用者の責任において使用してください。
- ・ 本ツールの使用から生じた損害については、一切責任を負いません。
- ・ 本ツールの複製、変更は可能です。使用者の責任において行ってください。
- ・ 税制改正等に伴う本ツールの修正は行いません。

2 ツールの概要

本ツールは、エクセルを利用し、社内システム等のデータから e-Tax ソフトで使用する利用者ファイルを作成します。当該ファイルを e-Tax ソフトで開くと各酒類販売場の酒類販売数量等のデータが作成されており、販売数量等のデータを改めて入力する必要はありません。

対応している報告書等は、次のとおりです。

- ・ 酒類の販売数量等報告書
- ・ 「20 歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

3 事前準備

(1) 利用者識別番号・電子証明書の準備

法人税等申告書の提出で使用している利用者識別番号・電子証明書を担当部署にご確認ください。それぞれの暗証番号もご確認ください。

(2) e-Tax ソフトのインストール

e-Tax ソフトがインストールされていない場合、e-Tax ホームページの「e-Tax ソフトのダウンロードコーナー」より e-Tax ソフトをダウンロードします。必要に応じて、ルート証明書のインストールや電子証明書の登録を行います。

(3) e-Tax ソフトの税目追加インストール

e-Tax ソフトに「申請 酒税」をインストールしていない場合は、追加インストールが必要です。

(4) 各店舗の基本情報

各店舗名や住所、販売管理者の研修受講年月日、生年月日、販売責任者の年齢等が必要となります。

4 入力要領

(1) 基本項目シート

e-Tax利用者ファイル等作成ツール (Ver8.02) 色表示部分が入力項目です

提出年月日	2024年1月22日	・ 提出年月日 入力不要 ・ 報告対象年度 R5.4～R6.3の場合 →西暦「2023」年度																							
報告対象年度	西暦 2023 年度																								
利用者識別番号	22222222222200																								
法人番号 (MyNo.)	7000012050002																								
郵便番号	111-1111																								
住所又は本店所在地	さいたま市中央区新都心本店所在地	・ 利用者識別番号～代表 者住所 全て入力																							
氏名又は名称	株式会社法人名																								
氏名又は名称 (全角カナ)	ホウジンメイ																								
電話番号	011-111-1111																								
代表者氏名	代表者 氏名																								
代表者氏名 (全角カナ)	ダイヒョウシヤ シメイ	・ 業態区分 リストボックスより選択																							
代表者住所	さいたま市中央区新都心代表者住所																								
業態区分	3: スーパーマーケット																								
従業員数	100 人																								
損益項目	<table border="1"> <tr> <td>総売上高</td> <td>1,000,000,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>内酒類小売分</td> <td>100,000,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>売上総利益</td> <td>250,000,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>内酒類小売分</td> <td>9,000,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>50,000,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>内酒類小売分</td> <td>1,000,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税引前純利益</td> <td>20,000,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>酒類に係る受取リベート</td> <td>100,000</td> <td>円</td> </tr> </table>		総売上高	1,000,000,000	円	内酒類小売分	100,000,000	円	売上総利益	250,000,000	円	内酒類小売分	9,000,000	円	営業利益	50,000,000	円	内酒類小売分	1,000,000	円	税引前純利益	20,000,000	円	酒類に係る受取リベート	100,000
総売上高	1,000,000,000	円																							
内酒類小売分	100,000,000	円																							
売上総利益	250,000,000	円																							
内酒類小売分	9,000,000	円																							
営業利益	50,000,000	円																							
内酒類小売分	1,000,000	円																							
税引前純利益	20,000,000	円																							
酒類に係る受取リベート	100,000	円																							

利用者ファイル作成

店舗番号 (個別データ確認用)	A店
販売数量等報告書	作成
20歳未満者飲酒防止等報告書	作成

・ 従業員数～酒類に係る受取リベート
店舗単位ではなく事業全体で入力

- ・ 店舗番号 (個別データ確認用) …リストボックスで選択
印刷非表示となっている部分に確認用として入力した店舗情報が表示されます。
- ・ 販売数量等報告「作成」ボタン、20歳未満飲酒防止等報告書「作成」ボタン
以下の(2)～(6)を入力し、「作成」ボタンを押下することで、それぞれe-Taxソフト用の利用者ファイルが作成されます。

(2) 店舗一覧シート (1/2)

店舗番号	酒類 免許場 整理番号	基本項目 (販売場)	郵便番号	販売場所在地	電話番号	所轄署	店舗全体の面積	酒類売場の面積	営業時間区分	営業開始時間	営業終了時間	定休日
A店	12345678	スーパー○○A店	111-1111	埼玉県さいたま市浦和区	111-111-1111	浦和	100.00	100.00	24時間以外	10:00	21:00	なし
B店	87654321	スーパー○○B店	222-2222	埼玉県さいたま市大宮区	222-222-2222	大宮	200.00	200.00	24時間			月曜日
C店	00009999	スーパー○○C店	333-3333	埼玉県さいたま市岩槻区	333-333-3333	春日部	50.00	150.00	24時間以外	9:00	21:00	

- ① 店舗番号 任意の番号・略称を入力
(黄色塗りつぶしの最上段の店舗は、①本店所在地に所在する店舗→②本店所在地の管轄税務署内のいずれかの店舗→③本店所在地の都道府県内のいずれかの店舗→④いずれかの店舗 の順で入力)
- ② 酒類免許場整理番号 税務署担当者より提示された番号を8ケタで入力
(移転や組織再編があった場合は、番号が変わります)
- ③ 販売場名称～定休日 各店舗の情報を入力
- ・ 所轄署…●●税務署の●●のみを入力又は選択 (正確に入力)
 - ・ 営業時間区分…リストボックスより選択
 - ・ 営業開始時間、営業終了時間…0:00～23:59を「00:00」形式で入力
(数式バーには「00:00:00」表示、24時間の場合は入力不要)

(3) 店舗一覧シート (2 / 2)

酒類販売管理者関係											
酒類販売管理者 氏名	酒類販売管理者 生年月日	研修受講 年月日	販売責任者1 氏名	年齢	基準	販売責任者2 氏名	年齢	基準	販売責任者3 氏名	年齢	基準
山田 一郎	1984/10/22	2019/4/30	A店責任者 1	51	1	A店責任者 2	52	2	A店責任者 3	53	7
山田 二郎	1988/1/2	2019/5/1	B店責任者 1	22	2	B店責任者 2	31	1			

①

②

①酒類販売管理者氏名 選任している酒類販売管理者の氏名、生年月日、研修受講年月日を
～研修受講年月日 入力

②販売責任者1氏名 酒類販売管理者に代わる責任者の氏名、年齢、基準を最大8名まで
～基準 入力

(責任者の氏名については、夜間(23時から翌日5時)において、
酒類の販売を行う場合、酒類販売管理者が長時間不在の場合、酒
類売場の面積が著しく大きい場合等に氏名が必要。「様式_未成年」
シートの90行～96行を確認願います。)

(4) 販売数量シート

全店舗分販売数量データ

店舗番号	酒類	卸売業者(ℓ)	小売業者(ℓ)	小売数量(ℓ)	在庫数量(ℓ)
A店	清酒			1010	1210
A店	合成清酒			1020	1220
A店	連続式蒸留焼酎			1030	1230
A店	単式蒸留焼酎			1040	1240
A店	みりん			1050	1250
A店	ビール			1060	1260
A店	果実酒			1070	1270
A店	甘味果実酒			1080	1280
A店	ウイスキー			1090	1290
A店	ブランデー			1100	1300
A店	原料用アルコール			1110	1310
A店	発泡酒			1120	1320
A店	その他の醸造酒			1130	1330
A店	スピリッツ			1140	1340
A店	リキュール			1150	1350
A店	雑酒			1160	1360
A店	粉末酒			1170	1370

①

②

③

④

各店舗・品目ごとの小売・
在庫数量を入力

①店舗番号
「店舗一覧」シートの店舗
番号と一致させる

②酒類
いずれかの品目をリスト
ボックスより選択又は貼
り付け(一括置換可)
該当がない品目は、入力不
要

③卸売業者・小売業者
卸売業者のみ入力

④小売数量・在庫数量
ℓ単位で入力

・その他

社内のシステムに保有する販売数量等のデータを貼り付けるシートです。

「基本項目」シートの店舗番号と一致していないと正しく報告書等に反映されません。

なお、「様式_販数量」シートには、データベース関数(具体的には”DSUM”)を使用している
ので、「店舗番号」及び「酒類」のキーが重複したデータがある場合は、その合計値が「様式_
販数量」シートに反映されます。列の挿入は可能ですが、項目名(黄色セル)の変更及び列の
削除はしないでください。

また、本ツールには、社内システムの酒類区分名を本ツールで使用する酒類区分名に一括で
置換する機能を設けています。(7)補助機能等シートを確認してください。

・誤りやすい事例

「雑酒」に入力がある…販売している酒類が本当に雑酒か確認してください。

「単位」がml…入力単位は「ℓ」となるのでご注意願います。

「卸売業者(ℓ)」「小売業者(ℓ)」に入力がある…酒類卸売業者のみが入力します。

現在、入力が必要な箇所なし

02-1-2007

「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

令和4年9月1日		田沼市 〒311-1111		全税代営業形態 四管番号 00165 整理番号 30064321		(電話) 011-111-1111	
大宮 税務署 長 岡		様 株式会社 大宮市中央地区東山本通西池南					
(01) 足踏全体出席の場		氏名 又は名称及び代表者氏名 株式会社大宮市 代表者 氏名					
300.00		円					
(02) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(03) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(04) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(05) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(06) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(07) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(08) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(09) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(10) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(11) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(12) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(13) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(14) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(15) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(16) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(17) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(18) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(19) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(20) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(21) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(22) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(23) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(24) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(25) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない			
小送金 (納金・雑金兼入金含む)				2時間 時 分 ～ 時 分 送金日 月 曜日 日			
(26) 酒類(泡盛)の届納		若 酒類(泡盛)届納の届出(届出及び名称)					
20.00		円		届出された大宮市大宮区 〇〇〇〇番 〇〇番			
(27) 送金(送金)				001 (宛先)宛先 002(期)納税期に於いては送金してはならない</			

15

酒類の適正な消費の啓蒙のための取組状況 ※得意先様情報です。記載していないかどうかをお知らせいたします。						
	項目	採 取	採 取 年数(継続状況)	効果的取組 年数(継続状況)	有 無	有 無
酒類 適正 消費 啓蒙 活動 の 実 施 情 況	① 酒販店と提携する者に対して、年商額目標を行っている。		12	11	有	有
	② 酒販店との者の販促活動を啓蒙するための店内放送、店頭・実演等への表示、ポスターの掲示等を行っている。		12	11	有	有
酒類 適正 消費 啓蒙 活動 の 実 施 情 況	③ 酒類・調味料類、使用、レシピ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の禁止に関する啓発の取組を行っている等、飲酒運転防止のための取組を行っている。		12	11	有	有
	④ 自動車等で発生したと思われる事故に対して「飲酒運転をしないように」といった一斉啓蒙を行っている。		12	11	有	有
酒類 適正 消費 啓蒙 活動 の 実 施 情 況	⑤ リターナブルびん、[びん]や酒類の一角びんなどの酒を再使用されるびん]を使つた酒類を販売している。		12	11	有	有
	⑥ リターナブルびんの回収を行っている。		12	11	有	有
酒類 適正 消費 啓蒙 活動 の 実 施 情 況	⑦ 酒類が販売店に容れておいた場合の回収マニュアルを定めて取り、これに基づいた酒類のリサイクルに積極的に行っている。		12	11	有	有
	⑧ 酒類・調味料類、使用、レシピ等に「リターナブルびんの回収を行っている」旨の表示を行っている。		12	11	有	有
酒類 適正 消費 啓蒙 活動 の 実 施 情 況	⑨ 酒類適正消費を啓蒙するための店内放送、店頭・実演等への表示、ポスターの掲示等を行っている。		12	11	有	有
酒類 適正 消費 啓蒙 活動 の 実 施 情 況	⑩ 酒類販売現場に代わる責任者の人数 12歳 19歳 2 名					
酒類 適正 消費 啓蒙 活動 の 実 施 情 況	⑪ 酒類販売現場に代わる責任者の氏名(数人の場合)					
若 年 者 に 代 わ る 責 任 者	氏 名	年齢	担当の基幹法②	氏 名	年齢	担当の基幹法②
	右添付者 1	22	2	右添付者 2	31	1

(注)「姓名の基準」欄には、次の《責任者の姓名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。

番号	条 件
1	本関は開港から翌年3月1日において、西側の船隻を行う船隻と西側の船を兼ねる船を兼ね、まず、1
2	西側の船隻は沿岸航行を禁止として、その航行は北に航路の船が12時間以上停泊しないことが出来る船
3	西側の船は沿岸航行を禁止し、先づ(1869年1月)とあることである。1、(東部の船隻と西側の船)
4	1869年1月1日以前に西側の船を所有し、して船が西側の船と沿岸航行を沿岸航行のみの船として、1869年1月1日以前に西側の船を所有し、
5	1869年1月1日以前に西側の船を所有し、して船が西側の船と沿岸航行のみの船として、1869年1月1日以前に西側の船を所有し、
6	沿岸航行を沿岸航行として、1869年1月1日以前に西側の船を所有し、して船が西側の船と沿岸航行のみの船として、1869年1月1日以前に西側の船を所有し、
7	沿岸航行を沿岸航行として、1869年1月1日以前に西側の船を所有し、して船が西側の船と沿岸航行のみの船として、1869年1月1日以前に西側の船を所有し、

【 附 錄 年 終 刊 載 】

- ③ 酒類・食料業者の方、その他4月1日より現在（酒類・食料業者の方は4月の下旬期）に行われる「お盆」の準備状況等について、酒類・食料関係の専門の担当者と連絡を。4月18日まで（酒類・食料業者の方は、販売期間終了後から1週間前）に販売状況と商標登録の取扱いについてご意見を。
- ④ 2年6月以降に計上する債務については、個人事業主の方は前年3月、法人の方は前年1月1日より前年度の終了日、事業年度（決算）の期日等にご意見を。ご意見をいただく。
- ⑤ 請求する「申告」、「はり」、「ないで」、「何」、「〆」等に○印を付けてください。
- ⑥ 「※ 税務調査等事項」には、何もしないでください。

※ 酒類の自動販売機を設置している場合は、次ページ4画「自動販売機の設置状況等」を記載してください。

《酒類販売管理者に関する事項》

[illegible]

《経堂に関する情報》

『政界に關する情報』は、酒類小賣店高價維持の案と高價でなければ、朝しほち汁類で拾っている実業全体の案と高

《報道に関する情報》は、報道中元気先通事以外の元通事等ではなく、個人または法人で行ったい事件基本情報の等を記入してください。

- ②以上の酒類小売販売場を有する場合には、次の酒類小売販売場から選出する検査委員に見入ってください。
- ① 本店所在地（所有権又は法人税の納税地）に所在する酒類小売販売場
 - ② ①に該当しない場合 本店所在地の管轄税務署管内のいずれかの酒類小売販売場
 - ③ ①及び②に該当しない場合 本店所在地の都道府県内のいずれかの酒類小売販売場
 - ④ ①、②及び③に該当しない場合 報告書を提出するいずれかの酒類小売販売場

個人事業者の方は令和3年1月1日～令和3年12月31日の間に終了した事業年度について、損益科目を記載してください（「四半損益勘定表」のマイナスの場合は数字の前に△を付けてください）。また、従業員数については、事業年度末の従業員数を記載してください。

なお、酒類小売業者の方、酒類の卸売業と小売業を兼業している方で酒類の販売数量に占める小売数量の割合が90%に満たない場合は、記載不要です。

総合 目録	民衆教養(1903)	九	昭和通正ではなく、全ての集算項目(バートンを含む)
	読売上流(1905)	8	日 民衆(黄色利子):黄色社会経済意識の正念全開 個人(自由社会):個人社会意識の収束人数が増 加し、社会経済意識一貫して
	内西郷小次郎による読売上流(1903)	九	日 読売上流(読売):内西郷、読売を形成した全盛期
	読売上流録(1904)	8	日 民衆(黄色利子):黄色社会経済意識の正念全開 個人(自由社会):個人社会意識の収束人数が増 加し、社会経済意識一貫して
	内西郷小次郎による読売上流録(1905)	九	日 読売上流録(読売):内西郷、読売を形成した全盛期一貫して
	読売録(1906)	8	日 民衆(黄色利子):黄色社会経済意識の正念全開 個人(自由社会):個人社会意識の収束人数が増 加し、社会経済意識一貫して
	内西郷小次郎による読売録(1907)	九	日 読売録(読売):内西郷、読売を形成した全盛期一貫して
	読売前編録(1908)	8	日 民衆(黄色利子):黄色社会経済意識の正念全開 個人(自由社会):個人社会意識の収束人数が増 加し、社会経済意識一貫して
酒類に係る受取リレポート(1899)	8	日 民衆(黄色利子):黄色社会経済意識の正念全開 個人(自由社会):個人社会意識の収束人数が増 加し、社会経済意識一貫して	

25

〔酒類の自動販売機に対する販売基準の現状状況〕

[illegible]

※ 1 「自動販売機の種類」例は、設置している自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外の自動販売機である場合は「改良型以外」を○で囲んでください。

- [illegible]

3 「店外」の改良型以外の酒類自動販売機の設置予定の状況等」欄の①は、店外に改良型以外の酒類の自動販売機を設置している店外に、その施設や中身の状況等をいかにこのうちの1つを選択し、登録地の市町村等へ申請してください。

- 【参考】 全国小売酒類組合中央会は、平成7年5月に、平成12年5月を目標とする発行の酒類自動販売機の撤廃決議を行い、同年度としても、平成7年7月に「酒類自動販売機に係る取組指針」を制定し、酒類販売業者に対して、新たに酒類自動販売機を設置する場合には、改良型自動販売機以外を設置しない旨、また改良型自動販売機以外の酒類自動販売機については、撤廃又は改良型自動販売機への交換を行うよう必要取組を行ってきている。

455

- ・一般的な店頭小売業の入力内容となっているため、黄色セルを必要に応じ修正する。

(7) 補助機能等シート

【一括印刷機能】

販売数量等報告
一括印刷

20歳未満飲酒防止等報告
一括印刷

【酒類区分補正処理】

社内システムの酒類区分名を、当該ツールで使用する酒類区分名に置換します。

以下の表に社内システムで使用している酒類区分名を入力し、置換ボタンをクリックしてください。

(黄色の部分が入力部分です。青色部分は当該ツールで使用している酒類区分名です。)

置換

変更前 酒類区分	変更後 酒類区分
清酒	清酒
合成清酒	合成清酒
連続式蒸留焼酎	連続式蒸留焼酎
単式蒸留焼酎	単式蒸留焼酎
みりん	みりん
ビール	ビール
果実酒	果実酒
甘味果実酒	甘味果実酒
ウイスキー	ウイスキー
ブランデー	ブランデー
原料用アルコール	原料用アルコール
発泡酒	発泡酒
その他の醸造酒	その他の醸造酒
スピリッツ	スピリッツ
リキュール	リキュール
雑酒	雑酒
粉末酒	粉末酒

【一括印刷機能】

- ・販売数量等報告
- ・20歳未満飲酒防止等報告

各ボタンを押下することにより、各店舗の報告書等が出力される。

なお、一度押すと全ての店舗が出力される。

【酒類区分補正処理】

社内システムの販売数量等のデータを「販売数量」シートに貼り付けた場合で、社内システムと本ツールとで酒類区分名が異なる場合に使用する。

「変更前 酒類区分」(左の黄色セル)に社内システムにおける品目を入力することで、本ツールに合わせて品目に変更することができる。